

西之表市地域包括支援センター高齢者虐待防止のための指針

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。西之表市地域包括支援センターの基本的な考え方としてこの指針を定め、職員全員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方法を共有する。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。セルフネグレクトにおいても高齢者虐待に準じた対応を行う

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

利用者にいせつな行為をすること又は利用者にいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 委員会の設置

基本理念を達成するために、権利擁護推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の職員

- ① 地域包括支援センター長
- ② 三職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）

4. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを行う。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する居宅サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの発見・改善の取り組み

- (3) 高齢者虐待防止の理解を深める委員会の開催（6ヶ月/1回）
- (4) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の実施(年/1回)
- (5) 新任職員に対する研修・教育の実施
- (6) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取組
- (7) 利用者のケースに応じた成年後見制度の利用に関する検討
- (8) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

5. 虐待発生時の考え方

- (1) 虐待の発見及び通報
 - ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
 - ② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告し解決につなげる。
- (2) 虐待に対する職員の責務
 - ① 家庭内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ② 虐待防止担当者はサービスの提供先において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市の担当者へ報告する。
西之表市高齢者支援課高齢者支援係 電話 0997-22-1111（内線 330）
 - ③ 委員会では発生した虐待について、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策について話し合い、定期的にその効果について評価を行う。

6. 指針の閲覧について

高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでもセンター内にて閲覧できるようにすると共に、西之表市のホームページで公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

附則 この指針は、令和5年4月1日より施行する。